

議案参考資料

[令和3年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

教育総務課(教育未来室) 教育未来係

議案名

議案第14号 桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例案

趣旨・目的

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、桐生市教育委員会の附属機関として、桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会を設置するため、新たに条例を制定しようとするものです。

概要

桐生市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の策定に関して必要な事項を調査審議するため、桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会を設置し、同審議会の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めます。

《主な内容》

◎所掌事務

- ・小中学校の適正規模及び適正配置に関すること。
- ・その他基本方針の策定に必要な事項に関すること。

◎組織及び委員の任期

- ・委員は15人以内とし教育委員会が委嘱します。(学識経験者、保護者等)
- ・委員の任期は、委嘱又は任命の日から所掌事務が完了するまでとします。

◎会議の運営

- ・会議は、会長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立とします。
- ・会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決します。

(施行期日：令和3年4月1日)

背景・経過

全国的に少子化が進む中、桐生市においても、児童生徒の減少に伴い小中学校の小規模化が進行しており、教育環境や学校運営などに様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

こうしたことから、より良い教育環境の構築と質の高い学校教育の実現を目指し、小中学校における適正規模・適正配置や少子化に対応した魅力ある学校づくりの在り方などについて、児童生徒を取り巻く状況や地域の実情、社会情勢の動向など幅広い観点から検討する必要があります。